

救急告示医療機関 認定マニュアル

広島県健康福祉局健康危機管理課
〔 令和7年3月 〕

目 次

■ 第1 救急告示医療機関の認定に係る事務手続〔新規・更新〕

1 認定事務の流れについて（新規・更新共通）	… 1
2 提出書類等について	… 1
(1) 提出書類	… 2
(2) 提出先	… 2
(3) 提出期限等	… 2
3 救急告示医療機関の認定等に関する関係法令	… 3
4 認定基準	… 4

■ 第2 協力申出内容の変更に係る事務手続

1 変更に係る事務の流れについて	… 5
(1) 当該変更内容が告示内容に係るもの	… 5
(2) 当該変更内容が告示内容以外であるもの	… 6
2 提出書類について	… 6
(1) 提出書類	… 6
(2) 提出先	… 6
(3) 提出期限等	… 6

■ 第3 協力申出の撤回に係る事務手続

1 撤回に係る事務の流れについて	… 7
2 提出書類等について	… 7
(1) 提出書類	… 7
(2) 提出先	… 7
(3) 提出期限等	… 7

■ 第4 様式集

1 救急病院、救急診療所に関する新規更新申出書 〔様式第1号〕	… 9
2 救急業務に関する協力申出の撤回届 〔様式第2号〕	… 11
3 救急告示医療機関申出事項変更届 〔様式第3号〕	… 12
4 救急病院等に関する協力申出（新規/更新）に対する意見書 〔様式第4号〕	… 13
5 救急病院等に関する協力申出（新規/更新）に対する意見書について（回答） （地域の医師会用） 〔様式第5号〕	… 14
6 救急病院等に関する協力申出（新規/更新）に対する意見書について（回答） （地域の消防機関用） 〔様式第6号〕	… 15

■ 第5 その他

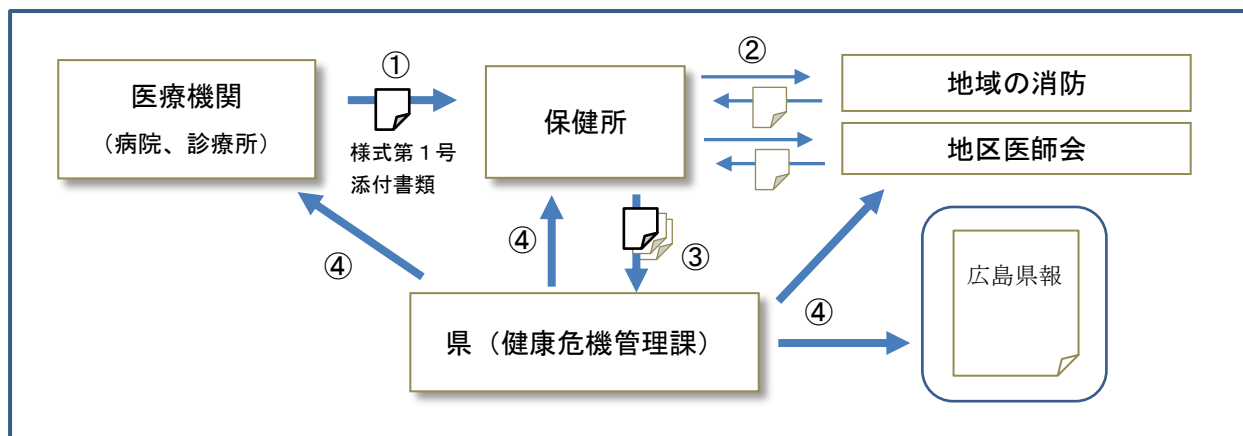
- 1 県ホームページへの救急告示医療機関一覧の掲載について … 16
- 2 本マニュアル及び様式集の電子データについて … 16
- 3 救急医療機関の認定等に関する問い合わせ先 … 16

第1 救急告示医療機関の認定に係る事務手続〔新規・更新〕

「救急病院等を定める省令」（昭和三十九年二月二十日厚生省第八号）（以下「省令」という。）第一条第一項の規定により、以下に当てはまる場合は、次のように所定の手続きを行ってください。

- ・ 救急業務に関し協力を申し出ようとする医療機関【新規申出】
- ・ 救急告示医療機関として認定された医療機関のうち、省令第一条第二項に定める有効期間（3年）を経過した後も、引き続き協力を申し出ようとする医療機関【更新】

1 認定事務の流れについて（新規・更新共通）



- ① 新規／更新申出書の提出（医療機関 → 保健所）※ 提出書類等については、下記参照
- ② 認定要件の充足状況等の確認を依頼（保健所 → 地域の消防・地区医師会）
 - ・ 地区消防に救急搬送状況等に係る意見聴取
→ 地区消防からの意見書を添付 **様式第6号** を使用 …15 ページ
 - ・ 地区医師会の意見聴取 → 医師会からの意見書を添付 **様式第5号** を使用 …14 ページ
 - ・ 保健所長としての意見書を添付 **様式第4号** を使用 …13 ページ
- ③ 県（健康危機管理課）に申出書一式を進達（保健所 → 県）
- ④ 県で申出書等内容を確認・審査の上、認定
⇒ 認定した旨を県報に告示し、その旨を関係機関に通知
（申出のあった医療機関、保健所、地域の消防、地区医師会、県医師会）

2 提出書類等について（医療機関）

(1) 提出書類

認定を希望する医療機関は、次の書類を正本1、副本1、合計2部作成し、提出してください。

※ 広島市に所在する医療機関については、正1、副3、合計4部を準備

ア 救急病院／救急診療所に関する新規／更新申出書 **様式第1号** … 9 ページ

※ 記入欄に書き切れない場合は、別紙添付による取扱いを可能とする。

例) 救急担当医師等の概要、協力医療機関 等

イ 医療機関周辺の見取図、医療機関の平面図

(2) 提出先

認定を希望する医療機関の所在地を管轄する保健所に提出してください。

※ 医療機関の所在地が広島市、呉市、福山市の場合は、各市保健所に提出する。

医療機関所在地	管轄保健所／窓口	保健所住所／連絡先
広島市	広島市保健所／環境衛生課	広島市中区富士見町 11-27 082-241-7408
呉市	呉市保健所／地域保健課	呉市和庄一丁目 2-13 0823-25-3532
福山市	福山市保健所／総務課	福山市三吉町南二丁目 11-22 084-928-1164
廿日市市、大竹市	県西部保健所／厚生課	廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181
府中町、海田町、熊野町、坂町、 安芸高田市、安芸太田町、北広島町	県西部保健所広島支所／厚生課	広島市中区基町 10-52 082-513-5514
江田島市	県西部保健所呉支所／厚生保健課	呉市西中央一丁目 3-25 0823-22-5400
竹原市、東広島市、大崎上島町	県西部東保健所／厚生課	東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911
三原市、尾道市、世羅町	県東部保健所／厚生課	尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011
府中市、神石高原町	県東部保健所福山支所／厚生課	福山市三吉町一丁目 1-1 084-921-1311
三次市、庄原市	県北部保健所／厚生課	三次市十日市東四丁目 6-1 0824-63-5181

(3) 提出期限等

ア 新規申出の場合

随時受付

イ 更新に係る申出の場合

各々の認定有効期限が近づくと、事前に県（健康危機管理課）から、その旨を書面で通知するため、各認定有効期限到来日に応じて、指定された更新申出書提出期限までに、所在地を管轄する保健所に必要書類を提出してください。

3 救急医療機関の認定等に関する関係法令

◆ 医療法（抜粋）

第三〇条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（略）

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（二に掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

（略）

イ 救急医療

◆ 救急病院等を定める省令（抜粋）

救急病院等を定める省令〔昭和三十九年二月二十日厚生省令第八号〕

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項の規定に基づき、救急病院等を定める省令を次のように定める。

救急病院等を定める省令

（医療機関）

第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所であつて、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に関し協力する旨の申出のあつたもののうち、都道府県知事が、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画の内容（以下「医療計画の内容」という。）、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したもの（以下「救急病院」又は「救急診療所」という。）とする。ただし、疾病又は負傷の程度が軽易であると診断された傷病者及び直ちに応急的な診療を受ける必要があると認められた傷病者に関する医療を担当する医療機関は、病院又は診療所とする。

一 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。

二 エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

三 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。

四 救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

2 前項の認定は、当該認定の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

（告示）

第二条 都道府県知事は、前条第一項の申出のあつた病院又は診療所であつて、同項各号に該当し、かつ、医療計画の内容、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したものについて、救急病院又は救急診療所である旨、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限を告示するものとする。

2 都道府県知事は、救急病院又は救急診療所が前条第一項各号に該当しなくなつたとき又は同項の申出が撤回されたときは、その旨並びにその名称及び所在地を告示するものとする。

◆ 消防法（抜粋）

（用語例）

第二条 この法律の用語は左の例による。

（略）

9 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

4 認定基準

省令の要件について

(「救急病院等を定める省令」第1条)

第1号	<p>救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「救急医療について相当の知識及び経験を有する医師」とは 救急蘇生法、呼吸循環管理、意識障害の鑑別、緊急手術要否の判断、緊急検査データの評価、救急医薬品の使用等についての相当の知識及び経験を有する医師をいう。 ○「常時診療に従事する」とは 医師が、病院又は診療所において常時待機の状態にあることを原則とするが、搬入された傷病者の診療を速やかに行いうるよう、施設構内又は接近した自宅等において待機の状態にあることも含まれる。
第2号	<p>エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備、その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「エックス線装置」とは 直接及び透視撮影の用に供しうる装置とする。 ○「輸血及び輸液のための設備」とは 輸血のための血液検査に必要な機械器具を含むものとする。 ○「その他救急医療を行うために必要な施設及び設備」とは 除細動器、酸素吸入装置、人工呼吸器等をいう。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注) エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備は必須設備である。 また、外科等を標榜する病院については、医療法上「手術室」が必要である。</p> </div>
第3号	<p>救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「傷病者の搬送に容易な場所に所在する」とは 救急車が通行可能な道路に面している等、救急車による搬送が容易な場所に所在することをいう。 ○「傷病者の搬入に適した構造設備」とは 病院又は診療所内において、傷病者を担架等により容易に運ぶことのできる構造設備をいう。
第4号	<p>救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「専用病床」とは いわゆる救急病室の病床等、専ら救急患者のために使用される病床である。 ○「優先的に使用される病床を有する」とは 専用病床は有していないが、救急患者のために一定数の病床が確保されている状態を意味するものである。 <p>(注) この要件は、通常救急隊により搬入された傷病者を実際に収容しうることを期待する趣旨であるから、たまたま直ちに収容して診察する必要がある他の患者がいるため、救急隊の搬入した傷病者を収容しえない場合があっても、必ずしもこの要件を欠くとはいえない。</p>

参 考	<ul style="list-style-type: none"> ○申出様式中、「協力医療機関」とは 救急病院又は救急診療所において対応可能な処置を施した後、転送の必要がある救急患者について、当該救急病院又は救急診療所の紹介により積極的に転送を受け、診療してくれる医療機関を意味するものである。 <p>(注) 救急患者の病態は、比較的軽易なものから極めて重篤なものまで多種多様にわたるものであり、必ずしも全ての救急患者に対して最初に受入れた救急病院・救急診療所において、必要かつ十分な処置を行えるとは限りません。</p> <p>したがって、最初に受入れた救急病院・救急診療所において対応しきれない患者については、可能な限りの処置を施した上で、他の医療機関に転送することもありうるため、日頃から医療機関相互の連携を密にし、転送せざるを得ない患者を積極的に受入れてくれる医療機関をあらかじめ確保しておくことが重要になります。</p> <p>貴病（医）院におかれても、その協力医療機関を定めておいてください。</p> <p>なお、この場合、あらかじめその協力医療機関の了承を得ておいてください。</p>
-----	---

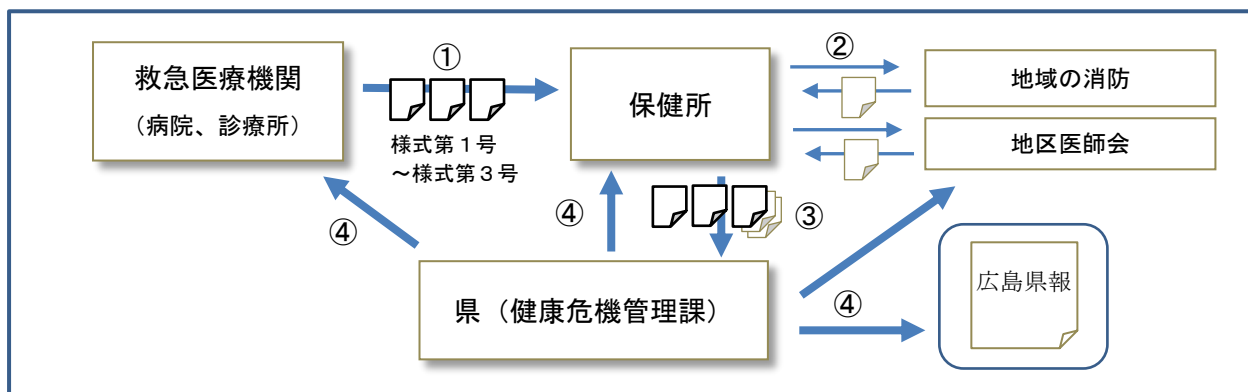
第2 協力申出内容の変更に係る事務手続

救急医療機関として認定され、その旨告示された医療機関において、当初の申出内容に変更が生じた場合は、その変更内容に応じて、次のように所定の手続きを行ってください。

1 変更に係る事務の流れについて

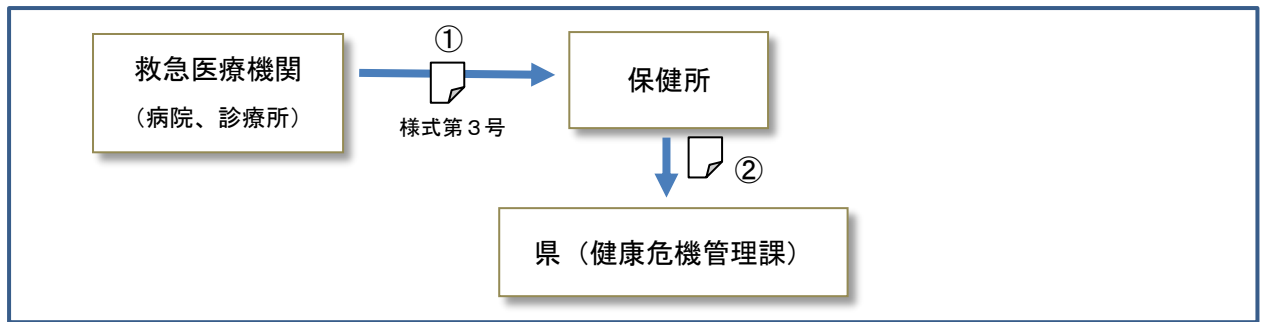
変更内容	必要となる対応	提出を要する様式	
	申出書の記載項目		
告示内容に係るものである場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関の名称 ● 医療機関の所在地 	申出内容の変更届出と併せて、現行の告示内容の撤回、変更後の内容に基づく新規認定申出を行う。	様式第1号 救急病院/救急診療所に関する新規/更新申出書 様式第2号 救急業務に関する協力申出の撤回届 様式第3号 救急医療機関申出事項変更届
告示内容以外のものである場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外 ・ 医療機関の管理者 ・ 診療科目 等 	申出内容の変更届出を行う。	様式第3号 救急医療機関申出事項変更届

(1) 当該変更内容が告示内容に係るもの



- ① 変更届、現行の告示内容に係る撤回届、変更後の内容に基づく新規申出書の提出（医療機関 → 保健所） ※ 提出書類等については下記参照
- ② 認定要件の充足状況等の確認を依頼（保健所 → 地域の消防・地区医師会）
 - ※ 新規・更新の認定事務と同様 … 1 ページ
 - ※ 医療機関の名称変更のみの場合は不要
- ③ 保健所で提出書類、新規申出書の認定要件の充足状況等を確認した後、県（健康危機管理課）に上記変更届等一式を進達（保健所 → 県）
- ④ 県で変更届等の内容を確認し、届出を受理、現行の告示の撤回、変更後の内容で認定 ⇒ 県報に現行の届出事項に係る告示の撤回、変更後の内容で認定した旨を告示し、その旨を関係機関に通知（申出のあった医療機関、保健所、地域の消防、地区医師会、県医師会）

(2) 当該変更内容が告示内容以外であるもの



① 変更届の提出（医療機関 → 保健所）

② 変更届の内容を確認した後、県（健康危機管理課）に進達（保健所 → 県）

2 提出書類等について（医療機関）

(1) 提出書類

告示内容の変更に係る手続か否かにより、上記1の表に基づき対応する次の書類を、正本1、副本1、合計2部作成し、提出してください。

※ 広島市に所在する医療機関については、正1、副3、合計4部を準備

ア 救急病院／救急診療所に関する新規／更新申出書 **様式第1号** … 9ページ

※ 記入欄に書き切れない場合は、別紙添付による取扱いを可能とする。

例) 救急担当医師等の概要、協力医療機関 等

イ 医療機関周辺の見取図、医療機関の平面図

ア 救急業務に関する協力申出の撤回届 **様式第2号** … 11ページ

ア 救急医療機関申出事項変更届 **様式第3号** … 12ページ

イ 申出内容が変更となった事実を確認できる書面

※ 例1) 総病床数の変更等

- … ・ 保健所の収受印が押印された医療法上の開設届出事項変更届の写し
- … ・ 同開設許可事項変更許可に係る通知（公印押印済み）の写し 等

例2) 開設者の代表者の変更等

- … ・ 医療機関で開催した委員会の議事録（関係者押印済み）の写し 等

(2) 提出先

届出を行った救急医療機関の所在地を管轄する保健所に提出してください。

※ 医療機関の所在地が広島市、呉市、福山市の場合は、各市保健所に提出する。

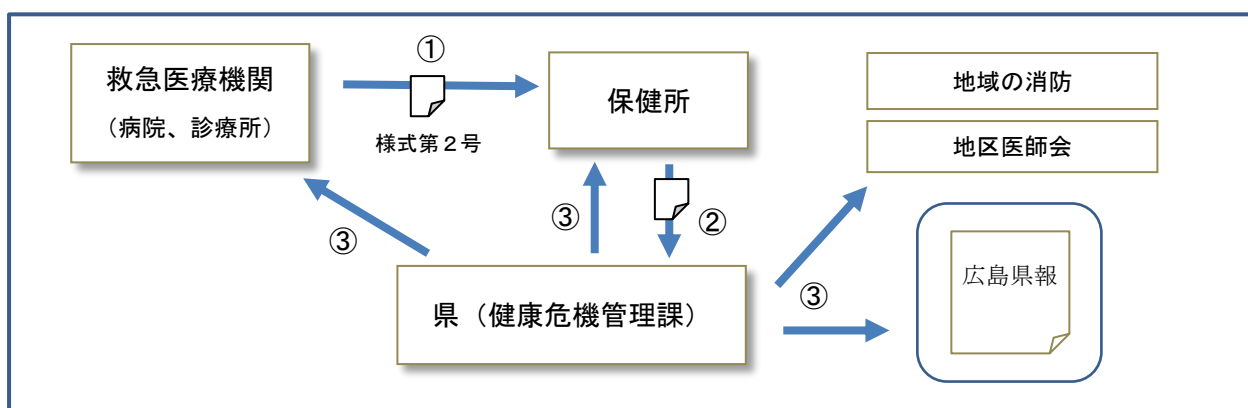
(3) 提出期限等

申出内容の変更に係る届出については、随時受付

第3 協力申出の撤回に係る事務手続

救急医療機関として認定され、その旨告示された医療機関が、省令第一条第一項各号の認定要件を満たさなくなったとき、又は当該医療機関の救急業務に協力する旨の申し出が撤回されたときは、次のように所定の手続きを行ってください。

1 撤回に係る事務の流れについて



- ① 救急業務に関する協力申出の撤回届の提出（医療機関 → 保健所）
- ② 撤回届の内容を確認した後、県（健康危機管理課）に進達（保健所 → 県）
- ③ 県で撤回届の内容を確認し、届出を受理
⇒ 救急業務に関する協力申出が撤回された旨を告示し、その旨を関係機関に通知（申出のあった医療機関、保健所、地域の消防、地区医師会、県医師会）

2 提出書類等について

(1) 提出書類

撤回を届け出る医療機関は、次の書類を正本1、副本1、合計2部作成し、提出してください。

※ 広島市に所在する医療機関については、正1、副3、合計4部を準備

ア 救急業務に関する協力申出の撤回届 **様式第2号**

… 11 ページ

(2) 提出先

届出を行った救急医療機関の所在地を管轄する保健所に提出してください。

※ 医療機関の所在地が広島市、呉市、福山市の場合は、各市保健所に提出する。

(3) 提出期限等

撤回の届出については、随時受付

■ 様式第1号 救急病院／救急診療所に関する新規／更新申出書… p 9

【 留意事項 】

- 「標榜科名」には、当該医療機関が標榜している全ての診療科名を記入してください。
- 「対応科名」には、標榜診療科目の内、救急医療機関として対応可能な診療科名を記入してください。
- 付近の道路状況を添付する際、道路の最大・最小幅員を地図上に必ず記入してください。

■ 様式第2号 救急業務に関する協力申出の撤回届 … p 11

■ 様式第3号 救急医療機関申出事項変更届 … p 12

■ 様式第4号 協力申出(新規/更新)に対する意見書(保健所用)… p 13

■ 様式第5号 協力申出(新規/更新)に対する意見書について(回答) (地域の医師会用) … p 14

■ 様式第6号 協力申出(新規/更新)に対する意見書について(回答) (地域の消防機関用) … p 15

救急病院 新規
 に関する 申出書
 救急診療所 更新

年 月 日

広島県知事様

申出者住所 〒

氏 名

(押印省略)

(担当者)

救急病院・救急診療所として救急業務に関して協力したいので、救急病院等を定める省令第1条に基づき、次のとおり申出ます。

病 診 療 院 所 概 要	所在地	〒			電 話	(昼間)	
	名称					(夜間)	
	開設者住所				開設者氏名		
	管理者住所				管理者氏名		
	標榜科名						
	対応科名						
救急担当医師等の概要	氏名	年齢	診療科名	救急医療に関する略歴 (最終学歴以降)	常勤・非常勤の別	備考	
機 器 設 備	医療機器名			名称・型式等	台数等	備考	
	※エックス線装置						
	※心電計						
	※輸血及び輸液のための装置						
	除細動器						
	酸素吸入装置						
	人工呼吸器						
その他							
病床数	総病床数	床	救急専用病床 又は 優先的に使用される病床		床		

- (注) 1 申出は、開設者が行うこと。ただし、国に準ずる団体が開設する医療機関については、管理者名で申出を行っても差し支えないこと。
 2 「申出者住所」… 法人にあっては、主たる事務所の所在地をいう。
 3 「氏名」… 法人にあっては、名称及び代表者氏名をいう。
 4 「機器設備」… ※印の設備は、必須設備である。

傷病者搬入に関する所在地周辺の状況及び構造設備			
所在地周辺の状況	付近道路の幅員	最大 最小	m m
	救急車通行の難易	・通行に全く支障がない。 ・通行がやや困難である。 (理由) ・施設の m前で通行不能 (理由)	
	玄関又は傷病者搬入口に救急車 接着の可否	・接着可能 ・ m前で通行不能 (理由)	
	その他疾病者搬入に関する参考事項		
構造設備	傷病者搬入口の有無	傷病者搬入口が設置されて	いる いない
	その他傷病者搬入に関する参考事項		

宿 日 直 体 制 の 概 況	職種	医 師	看 護 師	(注) 人数は、平均的勤務人数を 記入すること。うち、常勤者数を () 書きで再掲すること。0 人の場合も空白ではなく、0 人 と記入すること。
	時日			
	平 時	人 (人)	人 (人)	
	夜 間	人 (人)	人 (人)	
日曜・祝日	人 (人)	人 (人)		
	(その他参考となる事項)			

協 力 医 療 機 関				
医 療 機 関 名	所 在 地	病床数	救急告示 の有 無	診 療 科 名

(備考) 添付書類

- 1 医療機関周辺の見取図 (付近の主要道路、交通機関又は著名な建物等からの当該施設に至る図面とし、特に玄関又は搬入口に至る道路状況<交通規制、道路の幅員(最大、最小)等>を記入すること。)
- 2 建物の平面図 (救急診療に関する室<救急搬入口、診療室、救急専用病室、手術室(外科を標榜している場合)、エックス線診療室、エレベーター(複数階構造になっている場合)等>を明示すること。)

救急業務に関する協力申出の撤回届

年 月 日

広島県知事様

住 所

氏 名

(押印省略)

次により、救急業務に関する協力の申出を撤回します。

名 称

所 在 地

撤回する理由

認定年月日

撤回年月日

様式第3号

救急医療機関申出事項変更届

年 月 日

広島県知事様

申出者住所

氏 名

(押印省略)

救急病院・救急診療所として救急業務に関して協力する旨申し出た事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

医療機関所在地	〒		
医療機関名称			
変更事項	変更内容		変更年月日
	変更前	変更後	
添付書類の名称			

広島県知事様
(健康危機管理課)

〇〇保健所長

救急病院等に関する協力申出（新規/更新）に対する意見書

このことについて、次のとおりです。

医療機関名	
所在地	〒
開設者	

1. 救急病院等を定める省令第1条第1項の基準該当の適否に関する意見

第1号	救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。	
第2号	エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備、その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。	
第3号	救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。	
第4号	救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。	

※意見は適否のみで構いません。

2. 総合意見

--

3. 適否

救急告示医療機関として適当であるか。

適 ・ 不適

〇〇保健所長 様

〇〇医師会長

救急病院等に関する協力申出（新規/更新）に対する
意見書について（回答）

このことについて、つぎのとおり回答いたします。

医療機関名	
所在地	〒
開設者	
(意見)	
総合意見	<input type="checkbox"/> 救急告示医療機関として適当と認める <input type="checkbox"/> 上記の理由により救急告示医療機関として不適当と認める

〇〇保健所長 様

〇〇消防（局）長

救急病院等に関する協力申出（新規/更新）に対する
意見書について（回答）

このことについて、つぎのとおり回答いたします。

医療機関名		
所在地	〒	
開設者		
過去3年の 搬送実績（※）	〇〇年	〇〇件
	〇〇年	〇〇件
	〇〇年	〇〇件
（意見）		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
総合意見	<input type="checkbox"/> 救急告示医療機関として適当と認める <input type="checkbox"/> 上記の理由により救急告示医療機関として不適当と認める	

※ 該当年の1月1日～12月31日までの実績をご記入ください。

第5 その他

1 県ホームページへの救急医療機関一覧の掲載について

- 毎月末時点で、救急医療機関として認定され、告示された医療機関（更新分も含む）の一覧を、次のURLのホームページ上に掲載します。

【 URL 】 <https://hiroshima-opendata.dataeye.jp/datasets/1971>

※ Excel もしくは PDF ファイルでのダウンロードが可能です。

2 本マニュアル及び様式集の電子データについて

- 次のホームページにおいて、閲覧及びダウンロードが可能です。

【 URL 】 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/268/kyuukyukokuji.html>

※ 各様式は全て Word ファイルです。

3 救急医療機関の認定等に関する問い合わせ先

- 本マニュアルに掲載されている内容のほか、救急医療機関の認定等に関連して、御不明な点等がありましたら、次の連絡先へお問い合わせください。

【 所管部署 】 広島県 健康福祉局 健康危機管理課 救急・災害医療体制グループ
【 住 所 】 広島市中区基町 10 番 52 号
【 電 話 】 0 8 2 - 5 1 3 - 3 0 5 4
【 電子メール 】 fukikikan@pref.hiroshima.lg.jp